

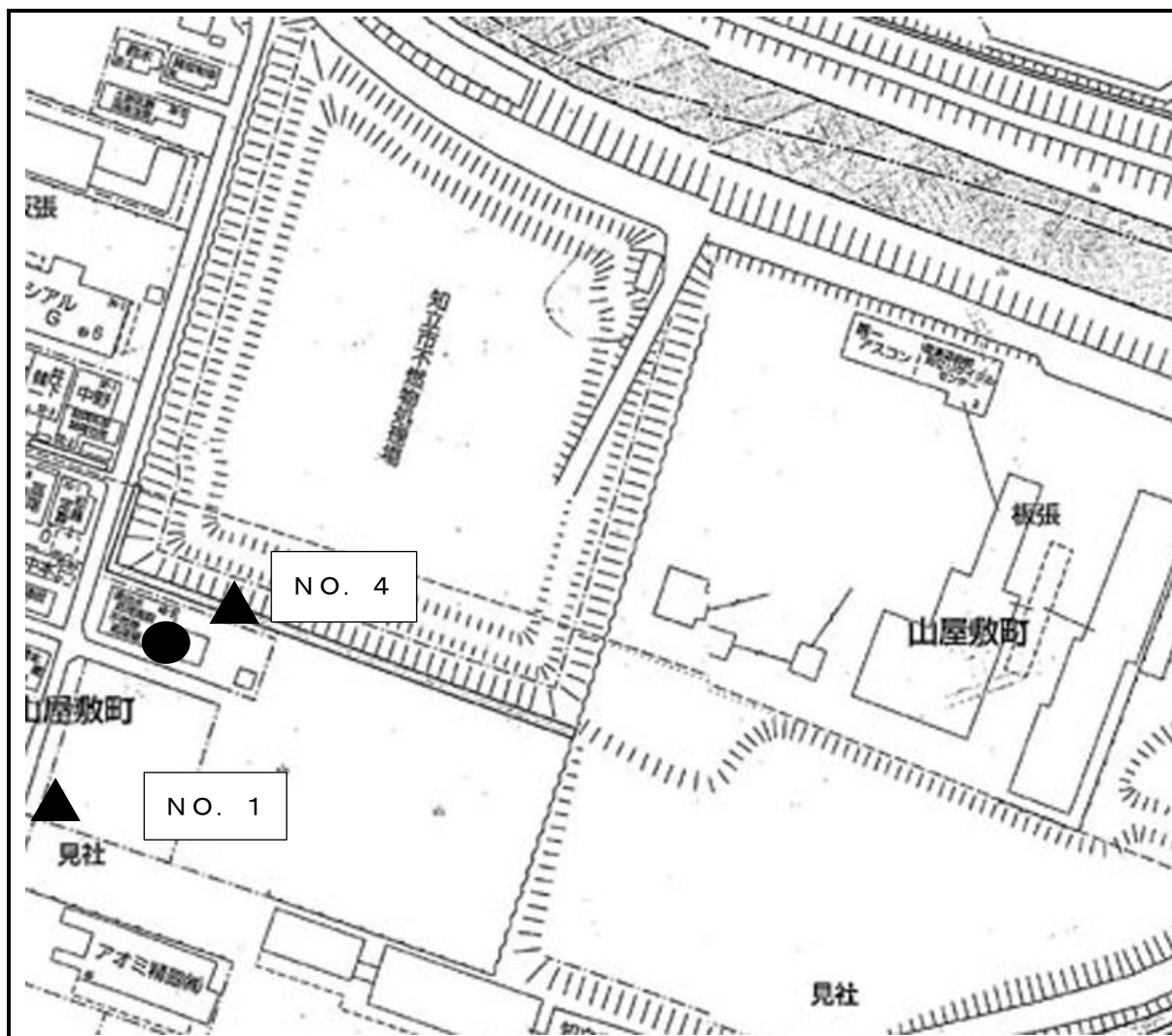
最終処分基準省令第一条第二項第十号及び十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査についての結果

(1) 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所

知立市 山屋敷町 地内

委託業務箇所 ●放流水調査地点（1地点） ▲地下水調査地点（2地点）

地下水 No. 1 ちびっ子広場内 No. 4 遮水シート下



(2) 水質検査に係る放流水又は地下水を採取した年月日

放流水 令和6年12月12日 10時33分～10時49分

地下水 No. 1 令和6年12月12日 9時56分～10時00分

地下水 No. 4 令和6年12月12日 10時13分～10時22分

(3) 水質検査の結果の得られた年月日

令和6年1月27日

(4) 水質検査の結果

試料名	ダイオキシン類	基準値	適否
	pg-TEQ/L	pg-TEQ/L	
放流水	0.000054	10	適
地下水No. 1	0.024	1	適
地下水No. 4	0.041	1	適

基準値

放流水:「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく水質排水基準

地下水:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」の水質環境基準